上場有価証券等書面（対面取引）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

<u>手数料など諸費用について</u>

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「委託手数料一覧表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

<u>上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて</u>

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し
- 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

レバレッジ型、インバース型ＥＴＦ及びＥＴＮのお取引に当たっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のＥＴＦ及びETN（※４）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型のＥＴＦ及びＥＴＮの価額の上昇率・下落率は、２ 営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のＥＴＦ及びＥＴＮは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型のＥＴＦ及びＥＴＮは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※１ 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※２ 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※３ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※４ 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し１日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ＥＴＦ」）といいます。）及び指数連動証券（以下、「ＥＴＮ」といいます。）が含まれ、ＥＴＦ及びＥＴＮの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）１を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス１倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

（注）本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

〇その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

当社は、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、ＫＤＤＩ株式会社を通じて通話録音を行っております。

当社の概要

商　号　等	岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 170 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町１－２－１８
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	３０億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年４月
連　絡　先	お客様相談室 ＴＥＬ 0120-983-977（フリーコール・携帯可）

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口
当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
連絡窓口：お客様相談室
住　　所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18
電話番号：0120-983-977（フリーコール・携帯可）
受付時間：月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内
金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。
住　　所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号　第二証券会館
電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
受付時間：月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

令和８年８月１日改訂

別　紙

委託手数料一覧表（対面取引）

１．上場株式・投資信託委託手数料（消費税込み）

約定代金	手数料
100 万円以下	約定代金×1.2650% （約定代金の 1.2650%が 2,750 円に満たない場合は 2,750 円）
100 万円超　300 万円以下	約定代金×0.9350% ＋ 3,300 円
300 万円超　500 万円以下	約定代金×0.8250% ＋ 6,600 円
500 万円超　1,000 万円以下	約定代金×0.7150% ＋ 12,100 円
1,000 万円超　3,000 万円以下	約定代金×0.5500% ＋ 28,600 円
3,000 万円超　5,000 万円以下	約定代金×0.2200% ＋ 127,600 円
5,000 万円超　1 億円以下	約定代金×0.0220% ＋ 226,600 円
1 億円超	一律　248,600 円

※　但し、破綻会社等の売却に限り、売却代金が上記手数料に満たない場合、約定代金の全額が手数料及び消費税となります。
※　実際の手数料金額は税抜き計算（円未満切り捨て）しているため、上記テーブルでの税込み金額計算による手数料金額と異なる場合があります。
※　単元未満株式の売買については一律　約定代金の 1.6500%（消費税込み）となります。

２．上場新株予約権付社債委託手数料（消費税込み）

約定代金	手数料
100 万円以下	約定代金 × 0.9900%
100 万円超　500 万円以下	約定代金 × 0.8910% ＋ 990 円
500 万円超　1,000 万円以下	約定代金 × 0.6930% ＋ 10,890 円
1,000 万円超　3,000 万円以下	約定代金 × 0.5225% ＋ 27,940 円
3,000 万円超　5,000 万円以下	約定代金 × 0.2970% ＋ 95,590 円
5,000 万円超　1 億円以下	約定代金 × 0.1155% ＋ 186,340 円
1 億円超	約定代金 × 0.1100% ＋ 191,840 円

※ 実際の手数料金額は税抜き計算（円未満切り捨て）しているため、上記テーブルでの税込み金額計算による手数料金額と異なる場合があります。

３．上場新株予約権証書・上場新株予約権証券委託手数料（消費税込み）

約定代金	手数料
100 万円以下	約定代金 × 1.2650%
100 万円超　500 万円以下	約定代金 × 0.9900% ＋ 2,750 円
500 万円超　1,000 万円以下	約定代金 × 0.7700% ＋ 13,750 円
1,000 万円超　3,000 万円以下	約定代金 × 0.6325% ＋ 27,500 円
3,000 万円超　5,000 万円以下	約定代金 × 0.4125% ＋ 93,500 円
5,000 万円超　1 億円以下	約定代金 × 0.2475% ＋ 176,000 円
1 億円超　3 億円以下	約定代金 × 0.2200% ＋ 203,500 円
3 億円超　5 億円以下	約定代金 × 0.1375% ＋ 451,000 円
5 億円超　10 億円以下	約定代金 × 0.1100% ＋ 588,500 円
10 億円超	約定代金 × 0.0825% ＋ 863,500 円

※ 約定代金の 1.2650%が 2,750 円に満たないときは 2,750 円となります。
実際の手数料金額は税抜き計算（円未満切り捨て）しているため、上記テーブルでの税込み金額計算による手数料金額と異なる場合があります。

4．上場債券委託手数料（消費税込み）

約定代金	国債証券	政府保証債券	その他の債券
500 万円以下	44．00 銭	66．00 銭	88．00 銭
500 万円超　1,000 万円以下	38．50 銭	55．00 銭	71．50 銭
1,000 万円超　5,000 万円以下	33．00 銭	44．00 銭	55．00 銭
5,000 万円超　1 億円以下	27．50 銭	33．00 銭	38．50 銭
1 億円超　10 億円以下	11．00 銭	16．50 銭	22．00 銭
10 億円超	5．50 銭	11．00 銭	16．50 銭

※ 実際の手数料金額は税抜き計算（円未満切り捨て）しているため、上記テーブルでの税込み金額計算による手数料金額と異なる場合があります。

5．外国株券・外国新株予約権証券の取次手数料（消費税込み）

売買金額	手数料
50 万円以下	売買金額　× 1.3200%
50 万円超　100 万円以下	売買金額　× 1.1000% ＋ 1,100 円
100 万円超　300 万円以下	売買金額　× 0.9900% ＋ 2,200 円
300 万円超　500 万円以下	売買金額　× 0.8800% ＋ 5,500 円
500 万円超　1,000 万円以下	売買金額　× 0.7700% ＋ 11,000 円
1,000 万円超　3,000 万円以下	売買金額　× 0.6600% ＋ 22,000 円
3,000 万円超　5,000 万円以下	売買金額　× 0.5500% ＋ 55,000 円
5,000 万円超　1 億円以下	売買金額　× 0.4400% ＋ 110,000 円
1 億円超	売買金額　× 0.3300% ＋ 220,000 円

※ 売買金額は、現地における約定代金に、外国有価証券市場等の売買手数料、及び公租公課その他の賦課金等を加味したものです。
※ 実際の手数料金額は税抜き計算（円未満切り捨て）しているため、上記テーブルでの税込み金額計算による手数料金額と異なる場合があります。

6．外国債券の取次手数料（消費税込み）

売買金額	手数料
100 万円以下	売買金額　× 0.4400%
100 万円超　300 万円以下	売買金額　× 0.3850% ＋ 550 円
300 万円超　500 万円以下	売買金額　× 0.3300% ＋ 2,200 円
500 万円超　1,000 万円以下	売買金額　× 0.2750% ＋ 4,950 円
1,000 万円超　3,000 万円以下	売買金額　× 0.2200% ＋ 10,450 円
3,000 万円超　5,000 万円以下	売買金額　× 0.1925% ＋ 18,700 円
5,000 万円超　1 億円以下	売買金額　× 0.1650% ＋ 32,450 円
1 億円超	売買金額　× 0.1375% ＋ 59,950 円

※ 売買金額は、現地における約定代金に、外国有価証券市場等の売買手数料、及び公租公課その他の賦課金等を加味したものです。
※ 実際の手数料金額は税抜き計算（円未満切り捨て）しているため、上記テーブルでの税込み金額計算による手数料金額と異なる場合があります。

7. その他の費用（消費税込み）

項目	料金
株式移管手数料（当社から他社への移管）	1 銘柄につき 1 単元 1,100 円、1 単元増すごとに 550 円を加算。1 銘柄上限 6,600 円。 ただし、公開買付（ＴＯＢ）への申込のときは無料。
投資信託移管手数料（当社から他社への移管）	1 銘柄につき 100 万口 1,100 円、100 万口増すごとに 550 円を加算。1 銘柄上限 6,600 円。 （当初 1 口=1 万円の銘柄は上記単位 100 万口を 100 口に読替）
顧客勘定元帳の写し交付手数料	当社に口座をお持ちの方・・・1 年度につき 220 円 口座を廃止された方・・・・・1 年度につき 1,100 円 （いずれの場合も 10 年以内のみの取扱い）
名義書換等 （併合・分割、転換社債型新株予約権付社債の転換、新株予約権の権利行使）	1 銘柄 1 名義人につき 10 単元以下の場合は 550 円、10 単元を超える場合は 550 円に 1 単元を増すごとに 55 円を加算した額。上限 11,000 円。
単元未満株式の買取請求の取次手数料	1 銘柄 1 買取請求者につき 550 円。
上場投資信託の受益証券の名義登録の取次ぎ手続料	1 銘柄 1 名義登録請求者につき 550 円。

※ 1 単元（投資信託は 100 万口）未満は 1 単元（同）に切り上げた単元数（投資信託は口数）による料金となります。

以　上